令和８年（フ）第２３２４号
愛知県常滑市新田町４丁目120番地　ｏｂｌｉｇｅ新田町101号
債務者　藤井　敏希
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３９７号
名古屋市北区辻町２丁目55番地の１　デュオシャンテ102号
債務者　澤井紀美枝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３３号
愛知県瀬戸市八王子町30番地の２
債務者　富田　昇子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４１号
名古屋市天白区元植田３丁目2105番地　ラポール林Ⅱ201号
債務者　渡邉　　岬
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４６０号
愛知県日進市梅森台２丁目254番地　エクセルイーストアイ201
債務者　鬼頭　爽生
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２１号
愛知県あま市七宝町伊福河原３番地６　グループホームシンフォニー七宝
債務者　黒川　詩歩（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５６８号
名古屋市西区赤城町115番地の１　赤城パークマンション２Ｂ号
債務者　山平　理絵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０号
長崎県佐世保市黒髪町60番36号　クロノスＸ佐世保黒髪　Ｂ棟　101号
債務者　宮本ゆかり
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第６５３号
埼玉県川越市大字的場2028番地３　（グリーンピア・フジ201号室）
債務者　松木　　唯
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３４号
埼玉県所沢市若狭３丁目2551番地の１　第一青木コーポ202
債務者　大塚　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３８号
埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目14番９号　サワシティ101号室
債務者　宮村　祐麻
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３９号
埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目14番９号　サワシティ101号室
債務者　宮村美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５１号
埼玉県川越市大字下広谷650番地１　（パールコーポ鶴102号室）
債務者　江原　瑠菜（旧氏名江原瑠輝也）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５８号
埼玉県所沢市美原町３丁目2971番地の12　ロゼア205
債務者　山田絵里奈
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６８号
埼玉県所沢市中新井２丁目467番地の２　第２錦ハイツ101
債務者　佐藤　一江
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７８７号
埼玉県川越市中台南１丁目15番地10　（スカイガーデンＢ201号室）
債務者　三村　夏奈
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市大岩町字北山392番地１　レオパレスフローリアスリー202号室
債務者　渡邉　友亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部